

御殿場ロータリークラブ細則

条	題 目	頁
1	定義.....	1
2	理事会.....	1
3	選挙と任期.....	1
4	役員の任務.....	2
5	会合.....	2
6	入会金及び会費.....	2
7	決議及び採決の方法.....	3
8	委員会.....	3
9	財務.....	3
10	出席.....	4
11	会員選挙の方法.....	4
12	改正.....	5

御殿場ロータリークラブ細則

第1条 定義

- 1.理事会： 本クラブの理事会
- 2.理事： 本クラブの理事
- 3.会員： 名誉会員以外の本クラブ会員
- 4.定足数： 投票時に出席していなければならない会員の最低人数。クラブの決定の場合は本クラブ会員総数の3分の1、クラブ理事会の決定の場合は理事の過半数。
- 5.RI： 国際ロータリー
- 6.年度： 7月1日に始まる12カ月間

第2条 理事会

本クラブの管理主体は、理事会とする。理事会は、会長、会長エレクト（副会長兼務）、幹事、会計、クラブ運営委員会委員長、奉仕プロジェクト委員長（職業奉仕委員長兼務）、会員増強委員長、プログラム委員長、直前会長、直前幹事で構成される。尚、必要により副会長を2名とし理事とすることができる。

第3条 選挙と任期

第1節 選挙

- (1) 9月の理事会において、指名委員を選考し、10月の例会においてこれを任命し指名委員会とする。
- (2) 指名委員会の構成は会長、会長エレクト、幹事、直前会長、直前幹事並びに会長・幹事経験者とし、総数10名以内とする。指名委員会は、次々年度会長候補者の指名、さらに次年度会長候補者が推薦する次年度理事・役員候補者を指名しなければならない。結果については現理事会の承認を得るものとする。
- (3) 指名委員会は、10月の最終例会までに会合を行い、委員長を互選したうえ候補者を選考する。
- (4) 会長及び指名委員長は、指名候補者本人の意思を十分確認した上で、12月総会における選挙に備える。総会にて、指名委員会は候補者を発表後、解散される。
- (5) 会長は、12月第1例会直前に行われる年次総会の1カ月前に次年度理事、次々年度会長の候補者を募集する。立候補者は指名委員会に、年次総会の14日前までに申し出ること。
- (6) 年次総会開催14日前までに指名候補者以外の立候補者がいない場合は、指名候補者を年次総会に諮り決定する。
- (7) 年次総会までに指名候補者以外の立候補者があった場合は、総会において役職ごとの投票によってこれを決定し、投票の過半数の票を獲得した候補者がそれぞれ該当する役職に当選したものとする。
- (8) 次々年度会長候補者は、会長ノミニーとなるものとし、その選挙後の次の7月1日に会長エレクトとなり、理事を副会長として務めた年度直後の7月1日に、会長に就任するものとする。
- (9) 理事または、その他の役職に生じた欠員は、残りの理事の決定によって補填すべきものとする。

第2節 任期

各役職の任期は以下の通りである。

会長・副会長・会計・幹事・会場監督・理事 : 1年

第4条 役員の任務

第1節 会長は、クラブの会合と理事会の会合において議長を務める。

第2節 直前会長は、クラブの理事を務める。

第3節 会長エレクトは、会長就任に向けて準備し、理事を務める。

第4節 副会長は、会長不在の場合、クラブの会合と理事会の会合において議長を務める。

第5節 理事は、クラブの会合と理事会の会合に出席する。

第6節 幹事は、クラブの会員と出席について記録をつける。

第7節 会計は、すべての資金を監督し、財務報告を行う。

第8節 会場監督は、クラブの会合の秩序を維持する。

第5条 会合

第1節 本クラブの年次総会を12月第1例会直前に開催し、そこで次年度の役員と理事の選挙を行う。

第2節 本クラブの例会は、YMCA 東山荘にて毎週木曜日午後12時30分から午後1時30分にわたり開催するものとする。例会に関するあらゆる変更または例会の取り消しは、すべてのクラブ会員に然るべく通告される。

第3節 会員総数の3分の1をもって本クラブの年次総会・例会の定足数とする。

第4節 理事会の会合は毎月開催される。理事会の臨時会合は、会長または理事2名の要請により招集され、開催にあたっては然るべき通知を行う。

第5節 被選理事会

(1) 選出された次年度理事は、速やかに被選理事会を開き、役職及び被選理事会の予定等を確認する。

(2) 次年度副幹事及び次年度副会計を次々年度会長の推薦によって審議し選任する。

(3) 会長エレクトは必要に応じて、会員を被選理事会に参加させることができる。

(4) 会長エレクトは、理事会の承認の下に、必要と考えた特定分野を担当する委員会を設置できるものとする。

(5) 被選理事会の定足数は理事会の規定に準拠する。

第6条 入会金及び会費

第1節 入会者は入会承認に先立って入会金を納入するものとする。金額は50,000円とする。

第2節 会費は、RI人頭分担金、ロータリーの友購読料、地区人頭賦課金、クラブ運営費等で構成される。クラブ年会費は年額200,000円とし、毎年7月及び1月の半期ごとに納付する。

年度の途中において入会したものは、会費を月割りとし、1カ月あたり17,000円を乗じた額を納入するものとする。

年度の途中において退会する会員については、退会の直後の納入期日以降の会費を免除する。すでに支払った会費については、返却されないものとする。

第7条 決議及び採決の方法

(1) ことの如何を問わず本クラブを拘束する決議または提案は、理事会に付託し審議された後でなければ決議してはならない。

(2) 本クラブの議事は、口頭または挙手による採決を行う。理事会は特定の決議案を、口頭または挙手ではなく投票により処理することを決定することができる。

第8条 委員会

第1節 本クラブの各委員会は、下の委員会から成る

クラブ運営委員会

プログラム委員会

会員増強委員会

会員選考職業分類委員会

ロータリー情報委員会

公共イメージ委員会

クラブ会報委員会

ロータリー財団委員会

米山記念奨学委員会

クラブ・ラーニングファシリテーター

但し、ロータリー情報委員会においては毎年直近の会長経験者、クラブ・ラーニングファシリテーターにおいては任期を3年とする。

第2節 会長は、すべての委員会の職権上の委員となる。

第3節 それぞれの委員長はその委員会の定例会合と活動に対して責任を持ち、委員会の仕事を監督、調整し、委員会の全活動について理事会に報告する。

第9条 財務

第1節 預金管理

本クラブの資金はすべて理事会によって指定される銀行に預金しなければならない。

第2節 会計監査

勘定書は、会計もしくは権限を持つ役員によって支払われ、他の2名の役員または理事により承認される。本クラブのすべての会計事務について、毎年1回会計監査が行われなければならない。

第3節 会費の徴収

本クラブの会計年度は7月1日より翌年6月30日に至る期間とし、会費徴収の目的のために、これを7月1日より12月31日に至る期間及び1月1日より6月30日に至る期間の二期に分けるものとする。人頭分担金とRI公式雑誌購読料の支払いは、毎年7月1日及び1月1日に、それぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行われるものとする。各会計年度の前に被選理事会は当該年度の収支の予算を作成しなければならない。その予算は、理事会によって承認された後、各科目の支出額は支出の限度とする。ただし、理事会の議決によって別段の指示がなされた場

合はこの限りではない。

第4節 特別預金等

本クラブ会計に特別積立金及び事業基金を設け、その用途については理事会の承認を得るものとする。なお必要に応じて特別基金を設けることができる。

第10条 出席

第1節 出席義務規定の免除

理事会に対して書面をもって、正当且つ十分な理由の下で申請することにより、会員は出席義務規定の免除が与えられ、一定期間に限り本クラブの例会出席を免除される。(注:このような出席義務規定の免除は、会員身分の喪失を防ぐためのものである。しかし、本クラブに対してその会員を出席同様にみなすためのものではない。出席を免除された会員は他クラブの例会に出席しない限り、欠席と記録されなければならない。ただし、クラブ定款第10条第5節の規定に基づいて認められた欠席は、本クラブの出席記録に算入されない。)

出席義務規定免除の会員は出席義務励行を推奨されるが、出席義務規定日数不足によって会員身分の喪失を強要されるものではない。

第2節 欠席のメイクアップ

(1) 定款第10条第1節(d)(1)より(6)の他クラブの例会、理事会の承認した会合などへの出席により欠席をメイクアップする場合、本クラブの例会の定例の時の前14日または後14日以内の同一年度内のものを有効とする。

(2) 同条同節(7)でのRI国際大会などのRI会長承認の会合、地区大会、地区委員会などガバナーの指示の下に開催される会合などに出席するメイクアップは同一年度内を有効とする。

第11条 会員選挙の方法

第1節 会員の推薦

本クラブの正会員、または会員増強委員会によって推薦された会員候補者の氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。移籍する会員または他クラブに属していた元会員は、元クラブによって正会員に推薦されてもよい。

第2節 入会手続き

(1) 理事会は、会員選考職業分類委員会に対し、推薦された会員候補者の資格要件を職業分類上の見地から審査し、当該候補者の資格要件を人格、職業上及び社会的地位、並びに一般的適格性の見地から調査し、これを理事会に報告するよう要請するものとする。

(2) 理事会は、推薦書の提出後30日以内に、会員選考職業分類委員会よりの報告を審査し、その承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて、推薦者に通知しなければならない。

(3) 理事会の決定が肯定的であった場合は、ロータリー情報委員会の委員は推薦者とともに被推薦者に対し、ロータリーの目的及びクラブにおける会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し入会申込書の記入及び提出を求め、また本人の氏名及び本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

(4) 被推薦者についての発表後7日以内に、理事会がクラブ会員(名誉会員を除く)の誰からも、

推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、被推薦者が名誉会員でない限り、本細則第 6 条第 1 節に定める入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。

- (5)理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は、定例または臨時の理事会会合においてこれを審議し、票決を行うものとする。異議があったにもかかわらず入会が承認された場合は、被推薦者は所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。
- (6)本節の規定により、会員が選挙された時は、会長はクラブの例会において、当該会員の入会式を行い、新会員として正式に紹介しなければならない。その日を入会日として記録する。クラブ幹事は、当該会員に対して会員証を発行し、新会員をRIに報告しなければならない。
- (7)会員選挙に関する規定に基づいた書類は幹事が保管及び提供し、その記入された書類に関しては幹事が個人情報保護に配慮した保管をする。

第 3 節 名誉会員

クラブは、御殿場ロータリークラブ定款に従い、理事会により推薦された名誉会員を選ぶことができる。

第12条 改正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の3分の 2 の賛成投票によって改正することができる。ただし、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも21日前に各会員に通知されていなければならない。改正または条項追加を本細則に対して行うことは御殿場ロータリークラブ定款及びRI定款・細則、ロータリー章典と矛盾してはならないものとする。改正された場合、付則に記載する。

付 則

- (1) 本細則は、2024年10月31日の例会にて承認されたものである。
本細則は、2024年10月31日から施行する。